

令和2年6月1日

保護者の皆様へ

茨城県立取手松陽高等学校長 張貝 智治

本校の新型コロナウイルス感染症対策について

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大により、多くの方々が前例のないかたちで様々な対応に迫られています。茨城県では知事記者会見において、本県の段階的緩和が Stage1 に移行されることが示され、これにより県立高校は6月8日より通常登校、通常授業の実施となります。

これに伴い、本校では、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」や茨城県教育委員会の「学校再開ガイドライン概要」等に基づき、新型コロナウイルス感染症対策を別紙のとおり実施していきます。

このようなコロナ禍が二度と起こらないために、また、第2波、第3波が来たとしても大きな影響が出ないために、引き続き保護者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

なお、学校再開後、当分の間はこの対策を取りますが、新型コロナウイルス感染症拡大の今後の状況により、変更もあり得ますのでご承知おき願います。

本校の新型コロナウイルス感染症対策

1 校内での感染症対策全般について

(1) 手洗い，手指消毒，マスクの着用

- ・手洗いが予防の基本です。手洗い場に液体石鹸を用意してありますので，こまめに手洗いをお願いします。特に，食事前や掃除後等は徹底願います。
- ・手指消毒は，登校時および昼食前等を実施してもらいます。消毒液は，ポンプタイプのものを各教室に1カ所，昇降口に3カ所，芸術棟の各所に設置してあります。
- ・マスクは，学校の内外を問わず基本的に着用願います。

(2) 共用部分の消毒

- ・教室の扉や窓の取っ手・電気のスイッチ・清掃用具など共用部分については，教員が毎日消毒します。

(3) 換気

- ・教室の上窓と廊下側の窓及び前後の扉を常にかけておき，扇風機も同時に使用し換気します。特別教室も同様にします。
- ・スクールバスに関しては，すべての窓を2cm程度開けるようにお願いします。

(4) 健康調査

- ・毎朝，自宅で検温し「健康調査」の入力をお願いします。登校後，SHR時に健康観察を行います。

(5) 昼食，その他

- ・昼食は，机と椅子の移動をせず，ひとりで1つの机を使用し前向きでお願いします。できるだけ会話は控えてください。また，多目的室や学習室などを昼食用に開放します。教室以外での昼食は横並びで距離を置いて食べてください。(屋外の日陰があるところで食べることを推奨します。)
- ・トイレや手洗い場及び購買の所には，ソーシャルディスタンスの表示がありますのでこれを守ってください。

2 授業，部活動について

(1) 授業

- ・できるだけ机の間隔を取り，マスクを着用（教員も含む）し，十分な換気を行うようにします。また，共用の教材・教具等は使用前に消毒します。
- ・身体の接触を伴う活動，調理等の実習，密集して長時間行う活動は，当分の間行いません。
- ・マスクの着用により，のどの渇きが感じにくくなるため，授業中の水分補給を許可します。
- ・音楽科や体育科などの特に注意を要する授業は，更に3密を避ける工夫をそれぞれ行います。

(2) 部活動

- ・授業と同様に，換気に注意し，身体の接触を伴う練習，密集して長時間行う練習を避け，道具や機器を消毒します。

3 生徒へのお願い

- (1) 上記の対策に伴い、手洗い、手指消毒、マスクの着用、「健康調査」の入力、ソーシャルディスタンス等に協力願います。
- (2) 学校再開にあたり学校生活（感染の心配や人間関係など）が不安な場合は、担任の先生や養護の先生に相談が可能です。また、学校以外の相談窓口もありますので以下に示します。

文部科学省や茨城県教育委員会の相談窓口

【小中学生，高校生，保護者等】

「24 時間子供 S O S ダイアル」（文部科学省）

電話 0120-0-78310

「子どもホットライン（24 時間受付）」（茨城県教育委員会）

電話 029-221-8181

【中学生，高校生】

「いばらき子ども S N S 相談 2020」（茨城県教育委員会）

受付期間 令和 2 年 4 月 1 日～4 月 20 日（20 日間）

令和 2 年 5 月 1 日～5 月 20 日（20 日間）

令和 2 年 8 月 10 日～9 月 18 日（40 日間）

令和 3 年 1 月 4 日～1 月 23 日（20 日間）

4 その他

児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、当該児童生徒等に対し、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 19 条に基づく出席停止の措置を取ります。なお、濃厚接触者に対して出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して 2 週間とします。

児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、保健所と連携し、当該感染者が活動した範囲の物品を消毒します。